

九州教区旅費規則

第1条 教区の事務のために旅行する役員、職員、ならびに常置委員会その他の委員会に出席する委員には、別記第1号から第3号によって旅費を支給する。常置委員会その他の委員会の陪席者（ただし、教区規則第29条④の（7）及び第37条の（4）に掲げる者については、教区議長が特に旅費の支給を必要と認めた場合に限る）には、別記第1号による旅費を支給することができる。

第2条 教区総会に出席する議員及び准議員には、別記第4号によって旅費を支給する。

第3条 伝道センター費または各部費から支給する旅費については、この規定を適用しないことができる。この場合、伝道センターまたは各部の長が財務部の長と協議して額を定めるものとする。

第4条 教区議長が特別の理由があると認めるときは、第1条および第2条の規定によらないで旅費を支給することができる。

第5条 この規則の改正は、常置委員会の議を経て行い、教区総会に報告するものとする。

別記

(第1号)教区内の甲・乙2地区間を往復する場合

(1)運賃

ア. 原則として甲・乙2地区間のJR路線の最短距離によって計算した片道運賃の2倍（割引の運賃が設定されている場合はその額）を支給する。ただし、通常利用可能なJR路線の経路によることが合理的であると認められるときは、この限りではない。

イ. 片道50km以上の場合は、特急料金を加算する。

ウ. JR九州の「新幹線つばめ2枚きっぷ」、「2枚きっぷ（指定席）」または「2枚きっぷ（自由席）」が適用される区間については、その金額及びこれに該当しない区間について前2項により算出した額を加算した額が、前2項により算出された額を下回る場合は、前2項に代えてその額を運賃として支給する。ただし、2枚きっぷにあつては、時期によって加算される指定席料金を除く。

エ. JR路線に接続する交通路線（電車・バス・船舶等）があるときは、その片道運賃の2倍（割引の運賃が設定されている場合はその額）を支給する。ただし、甲地または乙地がJR駅と同一の市町村内にある場合は福岡市内を除きそれぞれについて、この限りではない。

オ. 最低の運賃額は、500円とする。甲地および乙地が同一の市町村内にある場合及び前項の運賃のうち福岡市内の運賃は、これを一律に500円とする。

カ. 割引の航空運賃（当該旅行時に購入可能な運賃をいう）によって計算される運賃が、前5項によって計算される運賃額に比して低額の場合には、特別の事情がないかぎり前5項を適用せず、航空運賃によって計算した額を支給する運賃の額とする。

(2) 日当

ア. 1日につき、1,500円を支給する。

イ. 会議等の都合で昼食を必要とするときは800円、午後6時を過ぎた時は1,000円を支給する。ただし、教区が食事を提供する場合はこの限りではない。

(3) 宿泊費補助

ア. 会議等に出席する都合で、前・後日の宿泊が必要な場合は、宿泊費補助として一泊につき6,000円を支給する。

(4) 継続して事業費の異なる会議等に出席する都合で宿泊が必要な場合は、原則として第1日の事業費で運賃と日当を支給し、第2日以降の事業費では、宿泊費補助と日当を支給する。

(第2号) 教区内の甲地から乙・丙等2区地以上を巡回する場合

(1) 巡回に要した普通運賃総額の2分の1を片道普通運賃とみなし、第1号の計算方法により算出した額とする。

(第3号) 教区地区外へ旅行する場合

(1) 原則として、第1号または第2号の規定を適用して計算した額とする。

(第4号) 教区総会の議員および准議員に補助する運賃・宿泊費

(1) 運賃補助

ア. 議員または准議員の属する教会（伝道所または教務教師にあつては所属機関）の所在地と教区総会開催地との間のJR路線10km以上の場合、片道運賃の2倍（割引の運賃が設定されている場合はその額）の額を支給する。

イ. 片道50km以上の場合には特急料金を加算し、第1号(1)ウに該当する場合は、同項を準用する。

ウ. JR路線に接続する交通路線（電車・バス・船舶等）があるときは、その片道運賃の2倍（割引の運賃が設定されている場合はその額）を支給する。ただし、教会（伝道所または教務教師にあつては所属機関）の所在地と教区総会開催地がJR駅と同一の市町村にある場合はそれぞれについて、この限りではない。

エ. JR路線の片道10km未満の場合および教会（伝道所または教務教師にあつては所属機関）の所在地と教区総会開催地が同一の市町村内にある場合は、運賃を補助しない。

(2) 宿泊費補助

教区総会に出席する議員および准議員には、宿泊費補助として6,000円を

支給する。ただし、この場合前項(エ)の規定を準用する。

付 則

1. この規定は2007年1月24日から施行する。
2. 奄美地区からの旅費については、鹿児島空港から奄美地区までの割引の航空運賃（当該旅行時に購入可能な運賃をいう）に、「鹿児島中央駅」を起点としてこの規則により計算した額を基礎として旅費を支給する。
3. 第1号及び第4号の「特急料金」は、「新幹線鉄道」のみが利用できる区間にあっては「新幹線特急料金」と読み替える。
4. この規定による計算において10円未満の端数を生じたときは、これを10円に切り上げる。
5. 当分の間、教区が年度の当初に計上した旅費の予算を上回る支出が必要となることが明らかな場合であって、教区議長が財務部の長の要請をうけやむをえないと認める場合は、第1号及び第2号が適用される場合であっても、甲地及び乙地の間で都市間高速バスその他JR路線以外の交通路線を利用できるときは、その片道運賃の2倍の額（割引の運賃が設定されている場合はその額）が、第1号及び第2号により計算される額を下回るときにかぎって、これを運賃の額とすることができ、かつ第1号(1)オ項後段を適用しないことができる。
6. 日当を支給する福岡市内の旅行については、第1号オ項を適用しない。

(1966年3月22日	常置委員会において決定)
(1973年3月20日	常置委員会において改定)
(1973年7月10日	常置委員会において改定)
(1974年11月5日	常置委員会において改定)
(1976年11月23日	常置委員会において改定)
(1977年1月25日	常置委員会において改定)
(1980年1月22日	常置委員会において改定)
(1990年7月24日	常置委員会において改定)
(1990年9月25日	常置委員会において改定)
(1993年9月14日	常置委員会において改定)
(1999年5月 5日	常置委員会において改定)
(2004年7月27日	常置委員会において改定)
(2007年1月23日	常置委員会において改定)